

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	令和8年度札幌市学校施設開放事業管理運営業務
発注課	スポーツ部スポーツ振興担当課
選定事業者	一般財団法人札幌市スポーツ協会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。） ア 本市の学校体育施設開放事業は、昭和49年に「学校開放管理センター」を設立して、本市が直営で一元的な集中管理をしていた。その後、利用者の増加に伴う事務量の増加を受け、昭和59年に財団法人札幌市スポーツ振興事業団（現：一般財団法人札幌市スポーツ協会（以下「協会」という。））が設立されたことから、同センターの運営、事業の実施について同事業団に委託し実施してきた。以降、同事業団は、各区体育館に事務局機能の一部を持たせることによって、地域での学校開放利用者へ、機動的かつきめ細かな体制を確立しながら円滑に本業務を遂行しており、本業務に精通している。 イ 本市では「札幌市公共施設予約情報システム（以下「システム」という。）」の業務端末を区体育館等窓口に設置していることから、区体育館等の指定管理者となっている協会は、利用者の利便性の向上や経費削減を図りながら、システムを活用してセンター管理校の利用申込や利用調整を行うことができる唯一の事業者である。 ウ 協会は、自らが指定管理者となっている区体育館等を活用することができ、各区体育館等に事務局機能の一部を持たせ、そこを拠点とした11の区域を設定して事業体制を敷くことで、市内270校以上の学校開放校や利用者へのきめ細やかな対応を行うことができる唯一の事業者である。 以上の理由から、本業務を受託可能な団体は当該団体のみである。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決定日	2026年3月23日